

仙台市障害福祉計画(第6期)・仙台市障害児福祉計画(第2期)(中間案)に寄せられたご意見及び本市の考え方

No.	ご意見・ご提案等の概要	本市の考え方
1 計画全般に関するご意見(4件)		
1	発達障害に関する支援が色々と新設されていることは評価できる。相談できる窓口が増えることは保護者のケアになる。市民にとって分かりやすく、利用しやすいように伝えて欲しい。	今後も、支援内容等については、市民の皆様に分かりやすい周知を行えるよう努めてまいります。
2	中間案として今回もパブリックコメントを募集しているが、第5期（障害児は第1期）までの計画に対する検証と成果、問題点に関しては、どこを見れば確認することができるか。 特に障害福祉計画は5期を終了するので、当初計画したことを確実に達成できていなくてはならない。未達成であれば、何が問題で達成できないのか等の課題が出るはずだ。その課題に対し、具体的に行動計画を立てなくては、いつまでたっても計画で終わってしまう。	本市では、「障害者保健福祉計画」、「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」の実績については、毎年度、仙台市障害者施策推進協議会に報告し進捗を管理しております。 「障害者保健福祉計画」については、令和2年度に中間評価を実施し、課題や今後の方向性を「仙台市障害者保健福祉計画中間評価報告書」として取りまとめました。 なお、計画の実績及び仙台市障害者保健福祉計画中間評価報告書は、市ホームページの障害者施策推進協議会及び計画のページで確認することができます。
3	「質の向上」との記述が複数ある。仙台市として、何を基準に質の向上とするのか具体的に示して欲しい。 行政職の転勤により知識や技能を持った職員が担当からいなくなる。組織なので仕方ないが、ころころ担当者が変わることは、行政の質の低下を招く要因になる。特に、一番はじめの相談窓口であるアーチルの職員は固定化できないか。	「質の向上」については、①児童発達支援センターの支援の質の向上、②障害福祉サービス等の質の向上、③障害福祉サービスの質を向上させるための取組、の3点で記載しております。 ①については、児童発達支援センターに配置する地域相談員の研修等を通じた人材育成により、よりきめ細かな支援を提供することを念頭に置いております。 ②及び③については、宮城県が実施する研修への参加・聴講を通じて障害福祉業務に従事する本市職員の知見を向上させるとともに、実地指導等や集団指導を通じて適正な運営を行う障害福祉サービス事業所等を増加させることを念頭に置いております。 アーチル職員の人事異動につきましては、職員研修を含めた人材育成や確実な事務引継ぎをさらに徹底する等、職員が入れ替わっても滞りなく市民サービスを提供出来る体制づくりを進めてまいります。
4	「連携」について以前から計画に記載されているが、具体的にどのような事を指しているのか。電話でのやり取りを連携とは考えられない。顔の見える関係性や継続した情報の共有、問題点や課題点の改善等が出来ることが重要だと考えるが、何か策はあるか。 また、集団指導等の場ではメールで質問等とされているが、現状を把握して欲しい現場の声や、活発な意見交換の場が必要と考えるので、Zoomを使った意見交換会等はできないか。	仙台市障害者自立支援協議会を始めとする各種会議への参加を通じた情報共有や話し合いとともに、個別事例を通じた事業所や保育所・学校等への訪問による事例検討など、日頃の業務を通じて顔の見える関係性の構築を進めることで連携を図っております。 また、Zoomの活用については、事業所における通信環境やZoom等双方向の視聴環境に差異が想定されますが、活用に関し前向きに検討してまいります。
2 第1章 計画策定の概要(3件)		
5	SDGsいわゆる国連総会で採択された持続可能な開発目標に照らし合わせて、仙台市の障害福祉計画でも、「誰一人取り残さないこと」を理念として、「仙台市SDGs（持続可能な開発目標）推進方針」に基づく主な目標を盛り込むことを歓迎する。	「仙台市SDGs（持続可能な開発目標）推進方針」に基づき、障害福祉に関する計画及び施策を推進してまいります。
6	盲ろう者が取り残されないよう、行政、地域、当事者（団体）が連携し、SDGsの主な目標の達成に向けて積極的な関わり、情報交換や意見交換ができるようになることを期待したい。 また、「包摂的」という言葉が一般的に馴染みにくく意味が分かりにくいため、もう少し分かりやすい表現にできないか。	SDGsの目標達成に向けて、当事者団体及び地域と連携し各施策を推進してまいります。 なお、SDGsの主な目標の説明については「仙台市SDGs（持続可能な開発目標）推進方針」から抜粋しており、同方針と同様の表現である「包摂的」を使用しております。
7	「読書バリアフリー法により、視覚障害や発達障害、肢体不自由等によって読書が困難な方に対し、読書環境の整備を進めていく」とあるが、盲ろう者も読書を含めた情報取得が著しく困難であることから、「視覚障害や盲ろう、発達障害…」と「盲ろう」を追加してほしい。	ご意見を踏まえ、「盲ろう」を追加いたします。

No.	ご意見・ご提案等の概要	本市の考え方
3 第3章 到達目標(4件)		
8	<p>仙台市内の保育所等訪問支援事業所は指定事業所1ヵ所のみであり、市内全域をカバーすることは不可能だ。事業展開を行っている事業所に対し、ヒアリング等を行い、問題点等の抽出をしているのか。</p> <p>到達目標を達成済みと判断している理由は何か。アーチルや児童発達支援センターによる訪問支援は施設支援がメインであり、同時に定期訪問は出来ないと把握している。異なる支援サービスのはずだ。</p> <p>支援機能の充実と記載しているが、基本的に「保育所等訪問支援事業」を児童発達支援センターが行うよう指示する考えではないのか。児童発達支援センターのホームページ上に情報の記載が無い地域相談員による支援は、いつ市民に対し情報の提供や発信を行うのか。</p> <p>他の到達目標項目に対してはほぼ、前期実績や今季目標等の数値の記載があるが、何故この項目には無いのか。</p> <p>周知徹底について、未だに現場（保育所・保育園・幼稚園・学校等）はこの事業に関し理解いただいているない。訪問による支援がスムーズに行えるような仕組みを構築してほしい。</p>	<p>国の基本指針では、「各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする」とこととしています。</p> <p>本市では、アーチルや児童発達支援センターが支援を行っている体制を構築していることから、国の基本指針は達成済みとし、さらなる支援機能の充実を目指しています。</p> <p>なお、保育所等を訪問する事業については、幼稚園や保育所等の施設側の必要性に応じて機会のある度に周知してきておりますが、引き続き周知に努めてまいります。</p>
9	<p>「令和5年度末時点において、就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数である324人のうち7割（227人）が就労定着支援事業を利用することを目指す。」とある。324人は「就労移行支援事業」の令和5年度の目標数値として示されている。「就労移行支援事業等」となり「等」が入ると、「令和5年度末時点において、就労移行支援等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型・B型）を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績である280人の1.27倍以上（361人）とすることを目指す。」ことを指すと解される。</p> <p>「就労移行支援事業」のみであれば「等」が入ることで誤解を招くように思う。</p>	<p>ご意見のとおり「就労移行支援事業等」の「等」には、生活介護、自立訓練及び就労継続支援A型・B型が含まれることから、「令和5年度末時点において、就労移行支援等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型・B型の合計）を通じた一般就労への移行者数である361人のうち7割（253人）が就労定着支援事業を利用することを目指す。」と修正いたします。</p>
10	<p>仙台市障害福祉計画（第5期）第4章（4）3で設定されていた、「平成32年度末時点において、就労移行率が30%以上の就労移行支援事業所を全体の50%以上とすることを目指す」という目標は、第6期計画には設定されていない。第5期の目標が第6期で自然消滅していることに戸惑う。国の基本指針からなくなったことについて、一言説明があれば分かりやすくなる。</p>	<p>ご意見を踏まえ、前計画から削除となった目標項目について説明を追記いたします。</p>
11	<p>「相談支援体制の充実・強化のための取組【新設】」を掲げ、基幹相談支援センターの取組の記載があるが、その前に以下の対応が必要に思われる。青葉区内の相談支援事業所（一般相談）は3ヵ所しかない。人口比率から考えると、青葉区内の相談支援事業所（一般相談）の数が少なすぎぎる。福祉計画立案の際に事業所数の増加について検討して欲しい。</p>	<p>委託相談支援事業所を増設する予定はありませんが、指定特定相談支援事業所の開設促進に向けた働きかけや、安定的な運営に資する実務研修等を実施することにより、委託相談支援事業所の支援の質の向上と負担軽減を図ってまいります。</p>
4 第4章 障害福祉サービス等の見込量及びその確保の方策(5件)		
12	<p>盲ろう者通訳・介助員及び失語症者向け意思疎通支援者の養成研修、成年後見制度普及啓発事業の研修について、研修の枠の幅をもっと拡大して欲しい。</p>	<p>盲ろう者通訳・介助員及び失語症者向け意思疎通支援者の養成研修については、実施体制の確保に向け、合同で実施している宮城県や実施団体とも協議・検討を進めてまいります。</p> <p>また、成年後見制度普及啓発事業につきましては、専門職団体、仙台市社会福祉協議会及び仙台市で構成する仙台市成年後見サポート推進協議会主催の市民向けセミナーの開催など、引き続き、各種研修を含め制度の普及啓発に取り組んでまいります。</p>

No.	ご意見・ご提案等の概要	本市の考え方
13	<p>生活介護事業について見込量は増加するとされている。仙台市では、知的障害のある方の生活介護の利用については調整会議が行われているがなぜか。</p> <p>特別支援学校卒業後の利用先の確保の意味があると聞いているが、高齢になり就労支援から生活介護に移行したいと希望のある方も、調整会議を待たなければ利用が難しいのか。</p> <p>精神障害を主たる対象としている生活介護では事業所と直接契約し利用することができるが、調整会議を行わなければ利用できないと思っている事業者も多く周知されていない状況だ。</p> <p>生活介護全体の見込量は増加しているが、知的障害を対象とした生活介護事業所で年度内に定員割れをした時、空きがあつても希望者は事業所と直接契約することはできず、次期の調整会議を待たなければ利用ができないのか。他市でも同様の扱いなのか。知的障害のある方自身が希望する生活介護事業所を見学し、事業所と利用契約を交わすことは難しいのか。</p>	<p>本市では、支援学校新卒者の日中活動の場を予め確保するため、生活介護サービス利用希望者について利用先の調整を行っております。</p> <p>現在は生活介護事業所の定員が増加し利用先の選択肢は広がりましたが、利用者が希望する利用地域や設備、活動内容等の条件と、市内事業所の開設状況がまだ完全にはマッチングしていないことから、また、重度の障害のある方や医療的ケアが必要な方の利用先は職員配置や部屋の広さ等の環境の整った事業所に限られるといった事情から、本市では利用調整を継続しております。仮に年度内に定員割れが生じた場合も、就労系サービスから生活介護への移行希望者も含め、支援学校新卒者以外の利用についても利用調整を経ての契約にご協力ををお願いしているところです。</p> <p>県内の他市町村では利用調整を行っておりませんが、政令指定都市等の一部では、現在も利用調整を行っていると伺っております。</p> <p>主たる障害種別を精神障害者に特定している事業所に関しては利用調整がありませんので、その旨相談支援事業所等に周知してまいります。</p> <p>なお、利用調整のスケジュールを待たず新たに生活介護を利用されたい方や施設間異動を希望される方については、各事業所の受入可能人数等との兼ね合いから、ご事情を伺ったうえで利用の可否を判断させていただいております。まずは各区・宮城総合支所障害高齢課へご相談くださいますようお願いいたします。</p>
14	専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成事業については、盲ろう者の障害の状態や支援のニーズの多様性・必要性から、活動や自律と社会参加の促進にもつなげるため毎年の確実な人材確保を願うことから、引き続き毎年度の人材確保と養成をお願いしたい。	盲ろう者のコミュニケーション支援を行う方を養成する盲ろう者通訳介助員養成講座は、宮城県と合同で実施しており、現在も毎年度開催しております。引き続き意思疎通支援者を養成しながら、盲ろう者の自立と社会参加促進を図ってまいります。
14	専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業については、盲ろう者の自律と社会参加には通訳・介助員の支援は欠かせないことから、今後も引き続き、盲ろう者が安心して生活、活動ができる通訳・介助員派遣利用時間を確保していただきたい。	今後も利用状況や他市町村の事業実施状況等を鑑み、適正な派遣利用時間を確保できるよう検討してまいります。
16	市は事業者に対し内容の拡充の支援を行うとしているが、各事業の内容についてどのように評価するのか。事業者に対し支援するのであれば、市としても支援の質を向上させるため積極的に関与すべきでないか。	各事業については、仙台市障害者施策推進協議会や仙台市障害者自立支援協議会、仙台市精神保健福祉審議会など関連する附属機関等において評価等を行い、施策に反映しております。また、実地指導等や集団指導を通じて事業所の質の向上に努めてまいります。
5 第5章 障害者施策を推進するための方策(5件)		
17	障害福祉サービスや相談支援、障害のある児童や発達障害児者への支援等により、見込量は全体的に増加が見込まれている。 しかし、新型コロナウィルス感染症の影響により、利用者や職員が集まらない等の理由で、事業を継続できなくなる事業所がある場合、最も影響を受けるのは事業の利用を希望する当事者本人である。中間案に明記されていないが、事業継続が困難となりそうな時に、仙台市独自の救済策等の計画を検討しているかどうかお聞きしたい。	本市における障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援策として、国の補助を活用したかかり増し経費について助成金の支給を行っております。
18	本人及び家族が新型コロナウィルス感染症に感染した場合、親が入院時に本人の面倒をお願いできる制度を作ってもらえないか。	障害のある方が陽性となった場合には、県の調整本部が、保健所と感染症指定医療機関とともに、ご本人の障害特性や疾患等の状態を踏まえ、入院先や入院中の対応を検討の上、受入れ先等を決定しております。 また、ご家族が陽性となり、障害のある方が陰性と確認された場合は、短期入所施設を受入れ先として想定し、受入れについて施設と協議しております。

No.	ご意見・ご提案等の概要	本市の考え方
19	盲ろう者は、視覚と聴覚の両方が不自由なため、新型コロナウイルスや感染症などに関する緊急性の高い情報をリアルタイムで受信することが困難かつ時間も要することがある。そのため、それぞれの盲ろう者が受信しやすい方法での情報提供、また必要に応じて、仙台市関係職員、通訳・介助員等から直接、情報が得られるように、配慮と支援をお願いしたい。	新型コロナウイルス感染症に関するお知らせや、仙台市からの重要なお知らせを行う際には、担当課と調整の上、情報を得ることが困難な方に対する効果的な情報提供の方法を検討してまいります。また、必要に応じて、盲ろう者通訳介助員派遣の実施団体にも情報提供を行ってまいります。
20	盲ろう者の存在を知ってもらったり、障害への理解にも時間もかかることから、無理解から生ずる差別の未然防止の観点からも積極的な取り組みを期待する。	ご意見を踏まえ、盲ろうを始め各障害への理解促進に向けて、引き続き周知・啓発を図ってまいります。なお、本計画の資料編4の用語の解説において「盲ろう」を掲載し、盲ろうへの理解促進を図ります。
21	共同生活援助について、毎年事業所数は増加しており見込量も増加しているが、重症心身障害のある方が入居できるグループホームの数はあまり増えていない。重症心身障害のある方を対象とするグループホームは、ハード面ソフト面ともに費用がかかる。重症心身障害のある方が入居できるグループホームの数が増えるよう、仙台市として何らかの補助制度の創設を福祉計画立案の際に検討して欲しい。	障害の重度化・高齢化に対応したグループホームの整備促進を図るため、ハード面につきましては、現在実施している開設時の消防設備設置に係る補助制度を引き続き実施してまいります。 また、ソフト面につきましては、本計画第5章の「2 今後取り組むべき事項」において、重度の障害のある方に対する支援の充実を掲げており、人材の確保や支援の質の向上に向けた施策について検討していくとともに、グループホームにおいて利用者に必要かつ十分な支援体制を確保することのできる報酬単価や加算の設定について、今後も政令指定都市間で情報共有を図り、国に要望してまいります。

6 第6章 計画の推進(2件)

22	中間案には本計画の市民に対する具体的な広報計画が示されていない。広く市民に広報しないと、結果的にこの計画の当事者である障害者やその家族にも計画の存在自体が充分に伝わらない。計画を周知させることで市民の福祉に対する意識も高まる。広報方法は計画案の段階から検討するべき。	本計画では「第6章 計画の推進」の「3 計画の普及・啓発」で計画の広報について記載しております。また、計画作成の後は、障害福祉サービス事業所や関係団体等への送付により広報を図ってまいります。
23	弱視やロービジョンの方々が直接情報を得られるよう「拡大文字版」を追加してほしい。 また、視覚に障害があり、墨字情報や点字が読めず音声データを必要とする方のために、「デイジー版」や「音声データ」の追加もお願いする。	ご意見を踏まえ、計画の情報保障について、拡大文字版とデイジー版、音声版を追記します。

7 事業・サービス (16件)

24	精神障害者保健福祉手帳を持持しているが、保健師の自宅訪問が7年に1回ほどという状況だ。定期的にといつても1年で1回もなく、訪問する数が少ない。また、今後、訪問の際には、前もっていつ訪問するので何かないですかといった伺いも立てて欲しい。	ご意見として承ります。 なお、障害高齢課や保健福祉課の保健師の訪問は、個々人の状況を踏まえ、必要な支援方法を検討のうえ実施しております。 ご不明の点がございましたら、お住いの区の障害高齢課（宮城総合支所及び秋保総合支所管内にお住いの場合は保健福祉課）までご相談ください。
25	朗読奉仕員の研修について、事前に市政だよりに応募情報が出ていない。	受講者の募集については市政だよりへの掲載を行っており、今年度は4月号に案内を掲載しております。新規受講生の募集は隔年のため、次回は令和4年4月頃の募集を予定しており、募集を行う際には、引き続き市政だよりなどによる広報を行ってまいります。

No.	ご意見・ご提案等の概要	本市の考え方
26	仙台市交通事業経営計画中間案において、「精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方に対して割引の拡充を図っていきます」とあるが、この福祉割引の内容や使い方、役割が不明。	<p>市バス・地下鉄では、公共交通機関として、障害のある方の自立及び社会活動への参画を支援する社会的要請に応えるため、障害者手帳の交付を受けている方等に対する運賃の福祉割引を実施しております。</p> <p>福祉割引は、市バス・地下鉄をご利用の際にバス運転手や駅務員に手帳等を提示いただくことで適用になるほか、自動的に福祉割引が適用された運賃をお支払いいただけるICカード乗車券「福祉割引用iccsca」もご用意しております。</p> <p>福祉割引についての詳細は、交通局ウェブサイト等でお知らせしているほか、仙台市の発行する「せんだいふれあいガイド」等にも掲載しているところですが、より分かりやすいPRを今後検討してまいります。</p>
27	令和2年10月より国の給付費事業（短期入所事業・日中一時支援事業）への移行に伴い、法人では事業（施設）の縮小があつた。事業を利用したくとも、介護人等の調整が難しく、大変厳しい状況となっている。 是非レスパイト事業の良いところを引き継いで、せめて親が月に1～2日ぐらいでも身体を休められる制度であつて欲しいと切に願う。	<p>給付費事業への移行に際しては、これまで同様、家庭的な雰囲気の中で安心してご利用いただけるよう、手厚い支援体制を確保するための市独自の加算を創設するなどいたしました。</p> <p>施設の受入れ定員や介護人の確保等の課題につきましては、運営法人の事情にも関わることから、引き続き事業者の皆様と情報共有しながら、安心してご利用いただける体制の確保について検討してまいります。</p>
28	アーチルが本来の機能を果たすことができると良い。一定の年齢（20歳程度）を超えた知的障害者の療育手帳の更新は必要ないのではないか。 更新のためアーチルに行き、相談をした形式をつくるだけだ。家族が話をしても、書類の作成にしか生かされず、サポートとなる情報や支援は何もなかった。時間の都合をつけて遠方まで行っても、本人や家族のためにならない。残念ながら他のご家族からも同様の話を聞く。	<p>平成29年4月より18歳以上の療育手帳の再判定につきましては、5年有期であったところを、10年有期、50歳以上は無期と変更しております。</p> <p>なお、更新の面談の中では、ご本人の生活状況をお伺いしながら、必要に応じて福祉サービスの提案等も行っておりますので、ご不明の点等がございましたらご相談ください。</p>
29	限りある予算の中で、車いすや歩行器、プロンボードなど必要な高価なものが処方されている。業者と医者の癒着が疑われるようなお金の使い方はきちんと監視すべきである。	車いすなどの補装具費の支給に際しては、18歳以上の方は障害者総合支援センターの判定により、18歳未満の方は医師の意見書により決定をしているところであり、必要なものを支給決定しております。
30	アーチルや児童発達支援センター（委託事業）に関する記述が所々にある。現状として、アーチルや児童発達支援センター職員が飛躍的に動ける状況なのか。	市内11ヵ所の児童発達支援センターに各1名配置された地域相談員が、アーチルと連携のもと地域の保育所や幼稚園等へ訪問する等地域支援を実施しており、次年度についても地域支援を推進していく予定です。
31	前回計画策定時のパブリックコメントのNo.40では、本市の考え方、「平成29年度より児童発達支援センターに地域相談員を配置し地域支援を強化する」旨回答している。 またNo.50の本市の考え方では、アーチルへの相談から面接まで3か月かかるという意見に対し、「緊急性の高いケースについては優先的に対応をしている。相談件数の増加に対応が追いついていない状況ではあるが、計画的な人員の拡充や相談方法の見直し等により、待機期間の短縮に努める」旨回答している。 3年が経過したが現状は変わっておらず、かえって悪化した。病院等が早期発見しても、初回相談の面談にたどり着くまで、平均3か月はかかり過ぎだ。アーチルができないと判断した場合に、医師の意見書や診断書等をもとに療育等が使える仕組みを構築する等できないのか。	<p>アーチルに相談を申し込みられてから相談をお受けするまでの期間は、令和2年12月末現在、乳幼児と学齢児は2～3か月、成人では1か月半程度となっております。</p> <p>最初に相談申込みのお電話を受けた段階で緊急性の高い場合には、状況に応じて対応している他、療育手帳については必ず面接や聞き取りができるように対応しております。</p>
32	アーチルの業務が追い付かない状況に変化が見られないのは、年間約900件も児童発達支援センターを訪問していることも要因ではないか。 そもそも、なぜ委託事業所に900回も行っているのか。児童発達支援センターに人員的な要因があるのであれば、委託側の問題である。アーチルは、1人でも多く、早期に待機児童・保護者の相談にあたる事が必要だ。	アーチルでは、児童発達支援センターに対して各施設月1～2回訪問等を行い、その際に当センターから寄せられる相談（年間延べ約900件）に対応しております。児童発達支援センターが地域の相談機関としての役割を果たせるよう支援力の向上に向け引き続き体制強化に努めてまいります。

No.	ご意見・ご提案等の概要	本市の考え方
33	<p>先天性の障害がある1歳未満児への支援に対する考え方だが、保護者も支援者も、療育が早い・必要ないとアーチルからよく言われる。他の自治体の場合、保健師や行政職員が動き、早期療育を開始するケースだ。仙台市における早期養育の必要性を判断する基準を教えてほしい。</p> <p>特に第一子の場合、何が遅れているのかどのように子育てすれば良いのかがわからない保護者を支援する仕組みについて、児童発達支援事業以外できちんとカバーできていると思えない。かかりつけのドクターが「療育が必要」と判断したケースも、行政が「まだ早い」と言うのであれば、支援につながるまでの定期的なフォローアップ体制等を書式化、明確化すべき。</p>	<p>先天性の障害がある1歳未満児への支援については、保健福祉センターでの新生児訪問等の支援と連携し、乳児期からのご相談をお受けしております。お子さんの心身の発達に即した支援と合わせて、親子関係の形成期にあることを踏まえた上で、お子さんの障害特性の理解等に配慮しながら支援を行っております。</p> <p>児童発達支援の利用については、予防接種の状況等感染症リスクやお子さんの発達段階等を考慮して必要な時期に療育が受けられるよう支援しております。</p>
34	<p>児童発達支援センターは基本的に仙台市民しか利用できない。また、利用に当たりアーチルの判断が必要となる。他の児童発達支援事業所は、基本的に事業所側の受入態勢があり、契約により利用可能になる。何故、児童発達支援センターは仙台市民のみの利用なのか。</p> <p>児童発達支援センターでは並行通園・並行通所の利用を受け入れていない。資源には限りがあり、生活者は常に変化している。来年度以降、国にも生活圏域での支援体制の構築を目指す動きがあるが、仙台市としては今後どのように児童発達支援センターを強化するのか。</p>	<p>児童発達支援センターについては市の業務として指定管理により行っており、仙台市民を対象とする事業です。</p> <p>児童発達支援センターの強化については、支援力向上に向けて、外部講師を招いた研修会等の実施や各センターに配置された地域相談員との定期的な連絡会の開催により、地域支援に関する意見交換や事例検討、情報共有を行っております。</p> <p>このような取組を通して、より身近な地域で相談支援を受けることができるような相談支援体制の構築を図ってまいります。</p>
35	<p>基幹相談支援センターの基本的業務とは何か。開所したことでもわからなかつたが、これは連携以前の問題ではないか。地域生活の拠点であるならば、最低限障害福祉事業者に対し連絡等あっても良いと思う。</p>	<p>基幹相談支援センターでは、地域の相談支援事業所等の相談支援従事者に対し、訪問等による総合的・専門的な指導助言や、研修会等を通じた人材育成、地域の相談機関との連携強化の取組を実施しております。基幹相談支援センターの取組につきましては、今後市ホームページで周知してまいります。</p>
36	<p>仙台市外の方が仙台市内の相談支援事業所で計画相談支援を受けているケースが近年増えてきている。</p> <p>仙台市民が相談支援事業を利用できない理由の一つとして、スピード感が無いことが要因と考える。他の自治体は担当保健師や役場職員自らが連絡を入れ、受け入れが出来るかを確認しているため、支援につながる期間が短い。</p> <p>また、支援者会議にも行政職員や保健師が積極的に参加している。定員や最大件数が決められているサービスのため、迅速かつ的確に対応ができる少ない資源が活用できなくなる。</p> <p>情報を収集し的確に提供できる機関が無いから、今後は基幹相談支援センターが行うという流れだと思うが、具体的にどの様にしていくのか。</p>	<p>本市では、各区・総合支所の窓口において、保健師、社会福祉主事、精神保健福祉相談員等による総合相談を実施し、適切な障害福祉サービスの利用につながるよう努めているところであります。</p> <p>また、障害者相談支援事業を委託している市内16ヵ所の相談支援事業所を通じ、地域の事業者・支援者との連携を推進しながら、障害のある方等からの相談に応じて、必要な情報提供、助言や障害福祉サービスの利用支援等を行っております。</p> <p>基幹相談支援センターにおいては、こうした相談支援事業所等が適切に支援を展開していくよう、支援の難しいケースを共同で支援することなどに取り組んでおります。</p>
37	将来の入所ホームを必要な数作ってもらいたい。	本計画では、グループホームの利用者を毎年約50名増を見込み、グループホームの整備促進に努めることとしており、引き続き施策の推進を図ってまいります。
38	自立支援において、対象者の生活の質の向上やいわゆる作業所等における年金に頼らない賃金(現在の工賃)の確保は検討すべきではないか。	福祉事業所における自主製品の販売促進、販路拡大等の支援を行うほか、企業等からの業務受注に向けたマッチング支援を行うことにより、引き続き工賃向上に取り組んでまいります。
39	一見健常者と変わらない軽度知的障害者(児童含む)は周囲からは理解されにくく、引きこもりなどの二次障害を招くとされている。重点的に学習支援を行って知識の底上げや地域で生活するためのアドバイス支援の拡充なども必要ではないか。	一見すると本人の困っていること等がわかりにくい軽度知的障害のある児童や発達障害のある児童が、周囲から正しく理解され、本人の発達特性等に応じた支援を受けることが出来るよう、子育て分野や教育分野、福祉分野においてさらに緊密な連携を進めながら、二次障害の予防を図ってまいります。

No.	ご意見・ご提案等の概要	本市の考え方
8 その他(3件)		
40	加齢による機能低下は学習障害発達障害といわれるものに匹敵する。テレビ等から情報を得ようとするが、近頃のテレビは色彩を多用しており目や頭が疲れる。司会や出演者の早口も理解が難しい。障害者に優しいというのは、一般人（高齢者等は特に）にも共通のことである。福祉サービスの一助として検討すると良い。	ご意見として承ります。 本市の広報においても、見えやすい配色や分かりやすい表現を使用するなど、引き続き障害のある方にもない方にも伝わりやすい広報に努めてまいります。
41	前回計画策定時のパブリックコメントのNo.39で、本市の考え方として、「アーチルと児童発達支援センター、児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所等との間で、障害のある児童や発達に不安のある児童とその家族に対して共同で支援をしていくことを通して両者の連携をより一層強化するとともに、それらの事業所への地域支援を進めることにより、支援力向上を図る」旨回答している。 3年かけて何が変わってどのようにになったのか。残念ながら、連携や強化されたように感じない。	小学校入学時あるいは入学後に、学校や児童発達支援センター、放課後等デイサービス事業所、相談支援事業所等が協働で支援を行ってきておりますが、今後さらに協働の取組を推進してまいります。 平成30年度より、発達障害者支援地域協議会の部会の中で、福祉・子育て・教育の分野が連携・協働した支援の必要性等について改めて確認したほか、部会の報告書の中でも、分野の異なる機関間の連携の参考になるよう、事例を通じた連携のポイントをまとめております。 なお、児童発達支援事業所数の増加に伴い、就学前療育体制の共有を含めた情報共有の場の設定を検討しておりましたが、新型コロナウィルス感染予防の観点から実施を見合わせておりました。今後は感染状況を踏まえながら実施を検討し、連携強化に努めてまいります。
42	義務教育において、すべての児童生徒が必要な知識を得られる環境を整えるべきで、支援学級のための教員を配置するために、それらの知識のある教員を早急に確保することと育成を計画に含めるべきではないか。	学校教育に係る施策等につきましては、仙台市教育委員会において進められており、特別支援教育の専門性のある教員の適正な配置や資質の向上に努めているところです。